

東アジア食品産業海外展開支援事業実施要領

制 定 平成22年4月1日 21総合第2133号

第1 目的

この要領は、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の東アジア食品産業海外展開支援事業の項に掲げる事業について、実施要綱及び農山漁村6次産業化対策事業に係る公募要領（平成22年3月5日付け21総合第1907号大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知。以下「公募要領」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

実施要綱第5の1の事業実施計画は、別記様式1により作成し、承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の中止又は廃止の承認申請については、農山漁村6次産業化対策事業関係補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21総合第2075号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第5の規定に基づく「事業中止（廃止）承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の重要な変更は、以下のとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1の11の事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更

第3 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別記様式1）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、総合食料局長に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第4 事業収益状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第9の1の規定に基づき、事業に係る企業化、特許権等（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権をいう。以下同じ。）の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等、事業を実施することにより発生した収益の状況について、事業終了年度の翌年度以降4年間、毎年、別記様式2により事業収益状況報告書を作成し、毎会計年度終了後90日以内に総合食料局長に提出するものとする。

第5 収益納付

- 1 事業実施主体は、事業に係る企業化、特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等により相当の収益を得たと認められる場合には、実施要綱第9の2の規定に基づき、

以下により算定した額を、国庫に納付するものとする。

- (1) 本事業に係る企業化により収益が生じた場合の納付額は、次の算式により算定した額とする。

納付額 = (収益の累計額 - 補助事業の自己負担額) × (補助金総額 / 企業化に係る総費用) × 企業化利用割合 - 前年度までの納付額

ア 式中の「収益の累計額」とは、補助事業の成果に係る製品ごとに算出される営業利益の当該年度までの累計額をいう。

イ 式中の「企業化に係る総費用」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該製品の製造に係る設備投資等に要した費用の合計額をいう。

ウ 式中の「企業化利用割合」とは、製品全体の製造原価に占める補助事業の成果物の製造原価の割合をいう。

- (2) 本事業に係る特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等により収益が生じた場合の納付額は、次の算式により算定した額とする。

納付額 = (収益の累計額 - 補助事業の自己負担額) × (補助金総額 / 補助事業に関連して支出された技術実証費総額) - 前年度までの納付額

ア 式中の「収益の累計額」とは、特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等により生じた収益額の当該年度までの累計をいう。

イ 式中の「補助事業に関連して支出された技術実証費総額」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該特許権等を得るために要した補助事業以外の技術実証費の合計額をいう。

- 2 納付額の上限は、交付された補助金総額から、補助事業に係る財産処分に伴う納付額を差し引いた額とする。
- 3 収益納付すべき期間は、事業終了年度の翌年度以降4年間とする。

第6 事業実施主体の特認の要件及び手続

- 1 公募要領別表1の事業No. 22の項の第4欄に掲げる総合食料局長が特に必要と認める団体(以下「特認団体」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。
- (1) 主たる事務所の定めがあること。
- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約の定めがあること。
- (4) 各年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 2 特認団体の認定の申請は、実施要綱第5の1の規定による事業実施計画の提出の際、別記様式3を併せて提出することにより行うものとする。

第7 その他

1 事業の委託

事業実施主体は、他の民間団体又は研究機関等に本事業の一部を委託して行わせる場合には、以下の事項を事業実施計画(別記様式1別添「第1 総括表」の「事業の委託」の欄)に記載することにより、総合食料局長の承認を得るものとする。ただし、委託して行わせる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。

(1) 委託先

(2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

2 生じた知的財産の取扱い

事業実施主体は、本事業により特許権等知的財産化が可能な成果が得られた場合には、特許権等の権利の出願後、別記様式 4 により、特許権等の出願を報告する出願報告書を作成し、速やかに総合食料局長に提出するものとする。

3 報告又は指導

総合食料局長は、事業実施主体に対し、この事業に関し必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式1(第2、第3、第7関係)

番 号
年 月 日

農林水産省総合食料局長 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年度東アジア食品産業海外展開支援事業実施計画の承認(変更、中止、廃止の承認)の申請について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成22年月日付け 総合第 号農林水産事務次官依命通知)第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて、承認(変更、中止、廃止の承認)を申請する。

- (注) 1 関係書類として別添を添付すること。
- 2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、事業実施計画の承認通知があった事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
- 3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止(廃止)の理由」とし、当該箇所に事業を中止又は廃止する理由について記載すること。
- 4 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成 年度東アジア食品産業海外展開支援事業実施計画の実施結果の報告について」とし、「第1総括表」には実績を記載すること。

(別添)

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分			事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体	その他		
		千円	千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託する 事業の内容 及びそれに 要する経費	
合	計						

[記載要領]

- 1 事業種類には、交付要綱別表1の11の事業の項の経費の欄に掲げる事業のいずれかを記載すること。
- 2 事業細目には、交付要綱別表1の11の事業の項の経費の欄に掲げる経費の項目について、事業種類に応じて記載するものとし、必要に応じ当該項目の内訳を記載すること。

第2 個別事業実施計画添付資料

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 海外情報共有化の促進

ア 情報共有化促進体制

(フロー図等を用いて、情報収集、提供等の体制を分かりやすく表現すること。)

イ 情報提供・整理分析

(ア) ホームページ

公開開始時期	内容(サイトマップ)

(イ) メールマガジン

配信開始時期	配信頻度	掲載内容	配信先

(ウ) 情報の整理分析に関する取組

(2) 知的財産保護・技術流出の防止

ア 情報交換会の設置

開催時期及び回数	構成及び人数	検討内容	備考

イ 分析に関する取組

(3) 進出可能性調査

ア 実効性確保

名称等	実施時期	内容	備考
(例) 検討委員会 ・開催回数 3回 ・委員 10名 学識経験者 弁護士 商社 食品企業 ・ ・ ・	00年 月	、 、 を検討する。	

イ 現地調査

調査国	調査時期	調査内容	調査人員	備考
	年 月		人	

(4) 投資研修会開催・投資ミッション団派遣

ア 国内投資研修会の開催

名称	開催時期	開催場所	分野	出席人員	内容
	年 月			人	

(注1) 共催で開催する場合は、共催機関名を記載すること。

(注2) 海外から講師を招へいする場合は、内容欄にその旨を、当該講師の国籍を含めて記載すること。

イ 投資ミッション団の派遣支援

対象国	派遣時期	派遣内容	参加人員	備考
	年 月		人	

(5) 海外連絡協議会活動支援

ア 連絡協議会の運営・活動

(ア) 設置場所

国	都市	連絡協議会の名称	住 所

(イ) 連絡協議会体制図

(フロー図を使用する等により、分かりやすく表現すること。なお、設置場所によって体制が異なる場合は、それぞれ示すこと。)

(ウ) 連絡協議会の開催

設置場所	開催時期	開催場所	出席人員	内 容
	年 月		人	

イ 現地調査

調査国	調査時期	調査内容	調査人員	備考
	年 月		人	

(6) 現地研修会開催

ア 現地展開円滑化研修会

名 称	開催時期	開催場所	分 野	出席人員	内 容
	年 月			人	

(注1) 共催で開催する場合は、共催機関名を記載すること。

(注2) 海外から講師又は相談員を招へいする場合は、内容欄にその旨を、これらの者の国籍を含めて記載すること。

イ 海外投資環境整備研修会の開催

名 称	開催時期	開催場所	分 野	出席人員	内 容
	年 月			人	

(注1) 共催で開催する場合は、共催機関名を記載すること。

(注2) 海外から講師を招へいする場合は、内容欄にその旨を、当該講師の国籍を含めて記載すること。

(7) 優良パートナーシップ推進

ア 実効性確保

名 称	実施時期	内 容	備考
(例) 検討委員会 ・開催回数 3回 ・委員 10名 学識経験者 弁護士 商社 食品企業 ・ ・ ・	00年 月	、 、 を検討する。	

イ 現地調査

調査国	調査時期	調査内容	調査人員	備考
	年 月		人	

ウ 報告会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	参集人員	優良事例集部数	配布先
年 月			人		

(8) 規格基準、分析方法等調査

ア 調査委員会

開催時期及び回数	委員人数及び構成	検討内容	備考

イ 現地調査

調査国	調査時期	調査内容	調査人員	備考
	年 月		人	

ウ ワークショップの開催

開催時期	開催場所	分野	出席人員	内容
年 月			人	

(注 1) 共催で開催する場合は、共催機関名を記載すること。

(注 2) 海外から出席者を招へいする場合は、内容欄にその旨を、当該出席者の国籍を含めて記載すること。

(9) 中小企業等技術実証支援

ア 基礎となる試験研究の概要

(当該実証技術に関連して、得られている知見及び基礎的、応用的な研究開発の成果を記載すること。問題点の解決策として想定されている技術シーズにも触れること。)

イ 実証活動の内容

(活動項目、材料、方法、実施スケジュール等を具体的に記載すること。)

(機器等の管理運営に関する規定又は要領の案を添付すること。)

ウ 実施体制図

(フロー図を使用する等により、分かりやすく表現すること。)

エ 期待される成果・効果

(本事業を実施することにより、どのような成果及び効果が期待されるか等について具体的に記載すること。)

オ 実証活動の実施場所

(2か所以上に分かれるときは、各実施場所ごと(共同実施者や当該事業の一部受託者が実証活動を行う場合には、当該実証活動の実施場所を含む。)に記載すること。)

カ 実証活動担当者の氏名及び所属等

(共同実施者や当該事業の一部受託者を含めて記載すること。各団体の責任者に を付けること。)

キ 考察及び今後の課題

ク 技術実証課題の完了予定年月日

(10) 共同技術実証支援

ア 基礎となる試験研究の概要

(当該実証技術に関連して、得られている知見及び基礎的、応用的な研究開発の成果を記載すること。問題点の解決策として想定されている技術シーズにも触れること。)

イ 実証活動の内容

(活動項目、材料、方法、実施スケジュール等を具体的に記載すること。)

(機器等の管理運営に関する規定又は要領の案を添付すること。)

ウ 実施体制図

(フロー図を使用する等により、分かりやすく表現すること。)

エ 期待される成果・効果

(本事業を実施することにより、どのような成果及び効果が期待されるか等について具体的に記載すること。)

オ 実証活動の実施場所

(2か所以上に分かれるときは、各実施場所ごと(共同実施者や当該事業の一部受託者が実証活動を行う場合には、当該実証活動の実施場所を含む。)に記載すること。)

カ 実証活動担当者の氏名及び所属等

(共同実施者や当該事業の一部受託者を含めて記載すること。各団体の責任者に を付けること。)

キ 考察及び今後の課題

ク 技術実証課題の完了予定年月日

(11) 専門家による助言・指導等支援

ア 実効性確保

名 称	実施時期	内 容	備考
(例) 検討委員会 ・開催回数 3回 ・委員 10名 学識経験者 食品企業 ・ ・	00年 月	、 、 、 を検討する。	

(注) 実効性を確保するための方法(学識経験者等からの実証活動に対する技術的な助言及び指導等)、技術実証事業の成果及び効果の検証等についても記載すること。

イ 現地調査

開催時期及び回数	人数及び構成	指導内容	備考

ウ 技術実証成果の普及

(ア) 成果報告の取りまとめ

取りまとめ内容等	備考

(注) 2年計画であっても、各年度の事業計画に基づいた成果報告を取りまとめること。

(イ) 成果報告会

開催時期	開催場所	参加人数	内 容	備考
年 月		人		

(注) 成果報告会を行わない場合は、「(ウ)(イ)以外の方法による技術実証成果の普及」を必ず記載すること。

(ウ)(イ) 以外の方法による技術実証成果の普及

成果の普及を行う内容等	備考

(注) 「(イ) 成果報告会」とは別に成果の普及を行う場合は、その内容等について具体的に記載すること。

(エ) 成果の普及に向けた独自の取組

成果の普及に向けた独自の取組	備考

(注) 補助事業終了後の成果の普及に向けた事業実施主体独自の取組内容について具体的に記載すること。

添付書類

- (1) 事業の実施に関する規程又は要領の案
- (2) 事業の一部を委託する場合はその委託契約書の案

番 号
年 月 日

農林水産省総合食料局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名 印

平成 年度東アジア食品産業海外展開支援事業収益状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知があった東アジア食品産業海外展開支援事業について、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱第9の1の規定に基づき、事業の収益の状況について下記のとおり報告する。

記

1	技術実証課題名	
2	補助事業に係る特許権等の譲渡又は実施権の設定による収益の累計額	円
3	補助事業の成果の企業化による収益の累計額	円
4	補助事業に関連して支出された技術実証費の総額	円
5	企業化に係る費用の総額	円
6	企業化利用割合	%
7	補助事業の自己負担額	円
8	補助金の確定額	円
	平成 年 月 日付け 第 号確定	円
	平成 年 月 日付け 第 号確定	円
	計	円
9	前年度までの収益納付額	円
10	本年度収益納付額	円

注1：上記2から6については、補助事業の成果に係る特許権等及び製品ごとに算出すること。

注2：各項目の算出の根拠となる資料を添付すること。

東アジア食品産業海外展開支援事業特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度(月～ 月)
- 6 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・ 中小企業 の別	従業員数	資本金	年間販 売額	主要事業	備考

- 7 設立目的
- 8 事業実施計画の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にとっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類(創立総会議事録写し等)
 - (3) その他参考資料

別記様式4(第7関係)

番 号
年 月 日

農林水産省総合食料局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名 印

平成 年度東アジア食品産業海外展開支援事業特許権等出願報告書

平成 年度において、下記のとおり東アジア食品産業海外展開支援事業の実証活動より生じた特許権等を出願したので、特許権等出願報告書を提出します。

記

- 1 技術実証課題名
- 2 出願した特許権等の内容
 - (1) 番号
 - (2) 出願日
 - (3) 発明の名称
 - (4) 種類
 - (5) 出願人
 - (6) 発明者